

難聴者補聴器購入費助成事業のご案内

●対象者 ※全てに該当する方が対象です

- 鴻巣市内在住の18歳以上の方
(鴻巣市難聴児補聴器購入費助成事業の対象児童を除く)
- 両耳の聴力レベルが40デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない方
- 指定医師が補聴器を装用する必要があると認めた方
- 市税の滞納がない方

●助成限度額・回数

40,000円・1回

- ・医療機器である補聴器の購入費が対象です(集音器は対象外)。
- ・付属品(イヤーマールド等)を含めます。
- ・申請費用、修理費用、部品交換費用、付属品単体の調整費用等は対象外です。
- ・両耳2台も1回の扱いです。
- ・助成決定日から5年経過で再申請が可能です。



●手続き方法

- ①申請書・意見書を受け取る(市窓口やホームページから)
- ②医療機関を受診し、指定医師から意見書をもらう
※身体障害者福祉法による指定医師(障害区分が聴覚の指定医師)に限る
- ③申請書・意見書を市窓口へ提出(審査有)
※提出は意見書の日付から3か月以内に
- ④決定通知書が届いたら、補聴器(医療機器)を購入し、領収書をもらう
- ⑤請求書・領収書を市窓口へ提出(審査有)、助成金支給

●注意事項

- ・他法により助成を受けている場合は、対象となりません。
- ・世帯(対象者とその配偶者)の中で市民税所得割が最も多い方の税額が46万円以上の場合は、対象となりません。
- ・詳細については、下記までお問い合わせください。

★性能や価格等が様々ですので、販売店の方によく相談し、検討した上でご購入ください。

★耳と脳を慣らすトレーニングをしながら、時間をかけて繰り返しの調整が必要な医療機器です。定期点検ができる販売店をお勧めします。

(参考：日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会HP)

《問い合わせ先》

〒365-8601 鴻巣市中央 1-1 鴻巣市役所

電話 048-541-1321 Fax 048-541-1321

・65歳以上の方…介護保険課高齢福祉担当

・18~64歳の方…障がい福祉課自立支援担当

吹上支所 福祉グループ 電話 048-548-1213

川里支所 福祉グループ 電話 048-569-1111

